The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	フランス語の再帰構文受動用法の一体性について：モダリティーの観点から
Author(s)	春木, 仁孝
Citation	言語文化研究. 2009, 35, p. 119-140
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/3745
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

フランス語の再帰構文受動用法の一体性について

― モダリティーの観点から ―

春　木　仁　孝

À la différence de la construction moyenne de l'anglais ou de l'allemand, la construction du verbe pronominal passif en français implique, en plus de la valeur appréciative (possibilité), la valeur normative. D'après cette hétérogénéité sémantique, certains insistent qu'il faut diviser cette catégorie en deux groupes. Dans cet article, je vais démontrer, après avoir analysé, d'une manière détaillée, les sens modaux qu'implique la construction du verbe pronominal passif, que les deux valeurs modales, appréciative (possibilité) et normative, sont, en réalité, en étroite relation, voir en relation métonimique. Du point de vue de la linguistique cognitive, il est évident que la construction du verbe pronominal passif constitue une catégorie homogène, non seulement au niveau syntaxique, mais même au niveau sémantique.

キーワード：再帰構文受動用法、モダリティー、メトニミー

0．はじめに

筆者はこれまで、フランス語の再帰構文全般について様々な観点から考察を行なってきた。一連の研究において筆者は、それぞれの用法の統語的・意味的な違いに注意を払いつつも一貫して現代フランス語の再帰構文の様々な用法を結びつけるものを重視してきた。中でも春木(1994、1996、1997)などにおいて、再帰構文を意味的な側面から考察し、春木(2002)においてそれまでの研究を総括してフランス語の再帰構文全体を記述してその一体性を主張した。春木(1994、1996)においては、特に受動用法と自発用法（中立用法）[1] を中心にその意味解釈について論じ、受動用法のモダリティーについても検討した。

英語やドイツ語の中間構文、フランス語の再帰構文についてはその後も研究が進んでいるが、特にフランス語については、井口(2004, 2005, 2007)や、山田(1997)、Yamada(2002)などが興味深い分析を行なっている。これらの研究の検討を通して、受動用法のモダリティーについてはさらに解決すべき問題が残っていることを認識するに至り、

1) 以下では煩雑さを避けるため、単に「受動用法」、「自発用法」とする。また「中立用法」に対しては、筆者は「自発用法」という名称を提案する立場をとるが、他の研究との照合上、「中立用法」という用語を用いる場合もある。

春木(2007)で先行研究の主張の検討と若干の考察を行なった。本稿は、春木(2007)を出発点として、受動用法のモダリティーについて、さらに踏み込んだ考察を行なうことを目的としている[2)]。

本稿で検討の対象とする問題点を整理しておこう。フランス語の再帰構文受動用法の発話には英語などの中間構文とは異なり、「可能」だけでなく「規範」のモダリティー解釈を持つものが多数存在する。このことから、フランス語の再帰構文の受動用法（≠中間構文）を論じる際に、フランス語に固有と思われる問題が生じる。また、「可能」や「規範」のようなモダリティーを含意せずに習慣的事態の解釈を持つとされるものもある。以上のような点を踏まえると、以下のような問題点が浮かびあがってくる。

① 先ず、受動用法にみられる可能と規範という二つのモダリティー解釈はどのような意味基盤に由来するのか。
② またこの二種類のモダリティー間の関係はどのようなものなのか。
③ この二種のモダリティーは意味論的に截然と分けることが出来るものなのか。
④ さらには、受動用法が示すモダリティーは「可能」と「規範」だけなのか。
⑤ モダリティーを含意しない受動用法の発話は存在するのか。
⑥ 「習慣」の解釈とモダリティーの関係はどう考えるべきなのか。
⑦ 結論として、受動用法は意味論的に一つのカテゴリーと考えることができるのか。

本稿ではこういった問題設定の上に立って考察を進めていく。なお、本稿ではモダリティーの問題を中心に考察するので、この構文が示す統語的制約等の基本的な事項については、筆者の先行論文や N. Ruwet、A. Zribi-Hertz などの先行研究を参照していただきたい。

1．受動用法研究の現況

現代フランス語の再帰構文の本格的な研究は Ruwet(1972)を嚆矢とする。Ruwet はその論文において、受動用法と自発用法を詳しく分析して様々な問題点を指摘した。一方、Zribi-Hertz(1982)は、受動用法を非人称受動構文を含む受動態および再帰用法と比較したが、彼女は受動用法と自発用法の区別には敏感ではなく、彼女の挙げている受動用法の例の中には明らかに自発用法とするべき例や、両者のボーダーライン上に位置するような例も含まれている[3)]。自発用法と受動用法の相違と連続性は、再帰構文全体の連続性を考える上では興味深い問題点であり、その点については別稿で論じる予定であるが、本稿では再帰構文という大きなカテゴリーの連続性を前提としつつも、議論の都合上、自発用法と受動用法を一応、明確に区別した上で、受動用法を分析の対象とする。

自発用法と受動用法の区別に関する筆者の考え方は以下の通りである。主語の属性、も

2) 本稿は春木(2007)を出発点として、そこでの考察をさらに深めたものであるが、議論の展開上、春木(2007)と一部重なるところがあることをお断りしておく。
3) Ruwet もZribi-Hertz もそれぞれ当時の生成文法の枠組みで問題を論じているが、興味深い言語事実と分析を提示していて、当該現象についての理解に寄与した点は大きい。

しくは事態の属性（事態のあり方）を述べるのが受動用法であり、時間軸上に定位できる具体的な事態を述べるのは自発用法である。従って、受動用法にはアスペクトの制約があり、未完了アスペクトしか取ることはできない[4]。受動用法の発話では動作主は常に背景化されているが、不特定多数の人に対応する潜在的な動作主の存在は程度の差はあれ想定されている。一方、自発用法のプロトタイプは人為的な力が加わらずに起こった自発的な事態を述べるが、普段は受動用法と考えられる再帰構文であっても、動作主の背景化が強くなると自発用法への移行が起こる。たとえば、動詞が抽象的なプロセスを表わす場合と非人称構文においては、受動用法のアスペクト制約が解除されると言われることがある。

(1)　Les prix, ça se discute.「値段は相談にのります」

(2)　La qustion s'est discutée hier matin avec passion dans la salle du conseil. (Zribi-Hertz 1982)
「その問題については昨日の朝、会議室で侃々諤々な議論があった」

(3)　Le champagne se boit frappé.「シャンペンはきりきりに冷やして飲むものです」

(4)　Il se boira beaucoup de vin ce soir. (Zribi-Hertz 1982)
「今夜はワインの売れ行き（＝消費量）がいいだろう」

(1)と(3)は属性付与文であり、典型的な受動用法の例である。アスペクトは未完了である。一方、(2)と(4)の発話は受動用法のアスペクト制約が解除されているとされる例であるが[5]、これらは明らかに時間軸上に定位できる事態を記述している発話であり、自発用法と考えるべきである。他動詞としての discuter あるいは boire の項構造には存在する動作主は、これらの発話においては(1)や(3)の発話におけるよりも意味的に背景化されており、いわば発話の表わす事態の中に取り込まれているのである。(2)、(4)の日本語訳ではその点を示すようにしたつもりである。言い換えれば、自発用法はたとえ動作主が存在する事態であっても、その動作主をも事態の中に取り込んで、その事態が現象として成立した、成立しつつある、成立する（だろう）ということを述べる形式である。

このことは裏返せば、受動用法は自発用法に比べて、より対人的、２項的であると言える。対人的というのは、主語の指示対象や発話全体が表わす事態の属性と人間との関わりについて述べる発話であり、２項的というのは、たとえ潜在的であれ動作主の存在が想定されており、受動用法の主語の指示対象は潜在的な動作主の働きかけ受ける対象として捉えられるということである。それ故にこそ、受動用法の発話には人間との関わりにおいて様々なモダリティー解釈が出てくるのである。以上のように考えれば、連続性を認めつつ

4)　念のために付け加えておくが、あくまでもアスペクト制約であり、この制約を特定の時制形式、たとえば複合過去におけないというような形で述べることはできない。
5)　(2)においては、潜在的動作主が不特定多数の人であるという受動用法の性格付けに関しても逸脱しており、その点からも一般の受動用法の発話とは相違を見せている。

も受動用法と自発用法は、その中心部分に関しては、かなり明瞭に区別できるものであることが分かるはずである。以上のような前提に立って、以下では受動用法について検討する。その際、必要があれば当該の発話が自発用法なのか受動用法なのかの判断を、その根拠と共に示すことになるだろう。

さて、フランス語の再帰構文受動用法に関する最近の研究では、このグループを二つのサブカテゴリーに分けるべきであるという主張が目立つ。中でもはっきりと二つのサブカテゴリーをたてているのは井口容子氏であり、井口(2004、2005)では「可能型」と「習慣・規範型」とに分けていた。井口(2007)では「中間構文型」と「未完了受動型」とそれぞれのサブグループの呼び方を改めているものの、一貫して受動用法を二つのグループに分けることを提案している。また山田(1997)、Yamada(2002)でも同様の議論がなされている[6)]。松原（2006口頭発表）においても受動用法を可能モダリティーを持つ中間構文と規範モダリティーを持つ習慣的受身文に２分するべきであるという主張がなされている[7)]。また林(2004)も受動用法を中間構文型と非中間構文型に分けることを提案しているが、林氏が非中間構文型とするものは筆者が自発用法とするものであり、氏の二分法は結局、筆者の受動用法と自発用法の区別にほぼ対応するものである。

これに対して春木(1994、1996)では、受動用法の中には可能モダリティーを示すもの、規範モダリティーを示すもの、またモダリティーを含意しないように見える習慣記述型の発話など異質なタイプが存在するように見えるが、それらの間には意味論的に見て密接な関係が存在していると主張した。筆者は、一貫して各意味解釈相互間の連関を積極的に認める立場を取っている。しかし、これまでの論文においては各意味解釈相互間の連関についての説明が未だ直感的レベルに留まっていたのは否めない。本稿では、各意味解釈相互間の連関を、認知言語学的な立場に立ってできるだけ明示的に説明することを目指す。

先ず、以下に受動用法の典型的な例文を挙げる[8)]。(5)は可能モダリティーを、(6)は規範モダリティーを示す例であり、(7)は習慣記述型とされる例である。一般に、規範モダリティーは習慣記述型と密接な関係を持っていると考えられている[9)]。

(5) Ce roman se lit facilement.「この小説は読みやすい」

(6) Le vin rouge se boit chambré.「赤ワインは室温で飲むものです」

6) なお、井口(2007)、山田(1997)、Yamada(2002)については、春木(2007)において詳しい紹介と検討を行ない、問題点についても指摘したのでそちらを参照していただきたい。

7) 程度の差はあれ、どのような研究もその領域の研究史による制約を受けざるを得ない。即ち、先行研究の主張に対して異なる立場を主張するためには、異なる部分を中心に論じざるを得ないのはもとより、著者の立場を鮮明にした上でしか次の段階には進めないのである。紙幅の関係上、本稿に関しても次の段階の議論の多くは別稿に譲らざるを得ない。本稿は何よりも、山田氏と井口氏（そして松原氏）による先行研究に対して、それらとは大きく異なる立場を主張することに主眼がある。その点を理解していただくためにも、春木(2007)の先行研究の紹介を参照した上で、本稿の主張を読んでいただきたい。

8) 以下、筆者の採取した例や作例以外でも、日常的に耳にするようなありふれた発話や、関係論文で頻繁に引用されている例に関しては、特に出典は示さない。

9) ただし、(7)の例も純粋に習慣記述型ではなく、潜在的に規範モダリティーを含むと考えられる。

(7)　En France le fromage se sert normalement à la fin du repas.
「フランスでは一般にチーズは食事の最後に出される」

これらのうち、(5)のタイプが英語などの中間構文と対応するタイプである。最近の研究では、基本的には(5)のタイプを一つの下位クラスとし、また(6)(7)のタイプをあわせて別の下位クラスとして、受動用法を二つのタイプに分けようという主張が多い。

フランス語の受動用法が英語などの中間構文ともっとも異なるのは、共起する副詞に関する違いである。英語の中間構文はそもそも副詞を伴なうことが発話成立のために必要であるが、それらの副詞もeasily, smoothlyなど難易の程度を表わすものが一般的である。一方、フランス語においてはもちろん難易度を表わす副詞も現われるが、それに加えて手段や様態、行為を遂行する潜在的動作主の態度・感情に関する副詞なども可能である[10)]。特に動作主指向の副詞的表現が付けられる発話とそうでない発話がある点なども、受動用法を二つのグループに分ける際の基準とされることもある。

(8)　Une branche comme ça, ça se casse d'une seule main.（手段）(Ruwet)
「こんな枝は片手で折れる」
(9)　Ce livre se lit avec plaisir.（動作主の感情）(Hirschbühler)
「この本は楽しく読める」

英語やドイツ語と違い、フランス語では副詞の存在は義務的ではない。英語などにおいても否定・肯定の対比により副詞を伴なわない例は若干存在するが[11)]、フランス語では以下のように副詞を伴なわない例は極く一般的である[12)]。

(10) L'eau de cette source se boit.(Zribi-Hertz)　「この泉の水は飲める」
(11) Ce produit se congèle.(Zribi-Hertz)　「この製品は冷凍できる」

英語やドイツ語では制約がきついのに対して、フランス語ではどうして副詞句が無くても容易にこの種の発話が成立するのかという点については、受動用法に共起する副詞句の詳しい検討と併せて、稿を改めて考察する予定である。

2．束縛的モダリティーと認識的モダリティー

受動用法のモダリティーを考察するにあたっては、先ずモダリティーの種類や分類とい

10）例(8)の副詞句は手段を表わしているが、同時に難易度を表わしていると考えることもできる。例(9)についても同じことが言えるが、副詞の詳しい分析については別稿で論じる予定である。
11）否定との対比以外に、発話自体が否定の場合やcould などの法助動詞を伴なう場合には英語でも副詞なしで可能モダリティーを示すことが指摘されているが、実例が少ないことには変わりはない。
12）Obenauer(1970)は副詞を伴なわない受動用法の発話では動詞に対比的なアクセントが置かれると述べているが、Zribi-Hertz(1982)は必ずしもそのようなアクセントが必要なわけではないと述べている。

う点について考えておかなければならない。欧米の言語のモダリティー研究においては、何よりも先ず法助動詞や法副詞、法形容詞によって表わされるモダリティーが考察の対象とされてきた。そしてその際、特に英語における法助動詞の研究を通して提案された、束縛的（根源的）モダリティーと認識的モダリティーという概念が問題になることが多い。しかし、モダリティーをこのように二分する考え方は、法助動詞や法副詞、法形容詞によって表わされるモダリティーを考える際には有効であるが、それら以外の手段によって表わされるモダリティーに適用するには様々な問題がある。

受動用法のモダリティーに関しても、たとえば YAMADA (2002) では、規範モダリティーに対してdéontique「束縛的」という用語を適用しているが[13]、松原 (2006) では可能モダリティーを根源的（束縛的）とする一方、規範モダリティーを認識的としており、奇しくも受動用法の二つのモダリティーが上記の二分法のどちらに属するかを考えようとするとすぐさま問題が出てくることを示している。

このような解釈の違いが出てくるのは、受動用法には法要素のようなモダリティーを担う形態素がなく構文自体がモダリティーを含意するということと、受動用法ではモダリティーと密接な関係にある動作主を表現できない点に原因があると考えられる。

そもそも認識的・束縛的といっても実際には研究者によって定義に微妙な違いがあるし、またモダリティーの体系全体をどのように分類しているかでもその領域は違ってくる[14]。一般に束縛的モダリティーが表わすとされる意味には、「義務、許可、必要性」などがあり、また広義の束縛的モダリティー（根源的モダリティー）には「能力、意志」なども含まれるが、「能力、意志」は一般に力動的モダリティーに分類される[15]。受動用法では潜在的動作主を表現することは出来ないが、YAMADA (2002) で詳しく述べられているように潜在的であれ動作主の存在が強く感じられるときに規範モダリティーが現われるということは、発話者から聞き手に対してある行動様式が指示・指定されているからである。その指示・指定の意味は、onまたは vous や tuを主語にしてdevoir (=must)を用いてパラフレーズできることを考えると、くだんの二分法を適用するとすればやはり規範モダリティーは束縛的モダリティーとするのが適切であろう。

SWEETSER (1990) では、根源的・束縛的モダリティーは外的世界（現実世界）における「義務・許可・能力」などを表わすとし、その領域をdomain of sociophysical modalityと規定している。一方、認識的モダリティーについては、内的世界（認識的世界）における「必要性・蓋然性・可能性」を表わし、その領域をepistemic domain of reasoning and judgementとする。英語などの法助動詞の意味的発展においては、メタファーによって根源的な意味（束縛モダリティー）から認識的な意味（認識的モダリティー）が発展して、その結果として

13）ただし、山田氏はいずれの論文においても受動用法の可能モダリティーが分類上、認識的あるいは束縛的のどちらになるのかについては言及していない。
14）モダリティーの詳しい分類等については、澤田(2007)を参照されたい。
15）PALMER(2001)を参照。

多義性を持っていると考えられている。

松原(2006)が規範モダリティーを認識的としたのは、規範を「こうあるべきである」というような発話者の判断・査定、つまりreasoning and judgementとして捉えているからだと思われる。しかしそのように認識的モダリティーを広く捉えるならば、Palmer(2001)などが力動的モダリティーとする1人称主語の意志や能力を表わす場合以外はすべて認識的モダリティーということになってしまう。認識的モダリティーは事柄の確からしさに関する推量、判断を示すと考えるべきであり、その点からも規範モダリティーを認識的モダリティーに分類するのは無理がある。

規範モダリティーを含意する発話は、発話者の判断・査定ではなく、既に存在している社会的制度・慣習的規範、つまりある行動様式を述べることで、その行動様式を一般論として提示・確認しつつ聞き手に対してその行動様式をむしろ教示・指示し、さらには押しつけていると考えるべきであり、その意味では行為指向的である。例えば(3)や(6)は、推奨されるべき食習慣として既にフランス文化の中に存在している規範を述べ、それを知らない人に対してそのようにするべく促しているのであるし、あるいは(20)は社会的なルールや倫理的な観点からの確認・指示あるいは叱責である。また、(12)ならば医学的な指示を与えているのであり、薬の特性に基づいて専門家があらかじめ医学的に使用法を決めているのであり、発話者が医者や薬剤師であっても、発話者の判断・査定とは考えられない。

(12) Ce médicament se prend après les repas.「この薬は食後に飲んでください」

他方、可能モダリティーであるが、松原(2006)はこれを根源的モダリティーと考えている。しかし、この解釈にも問題がある。松原(2006)は可能は能力であるとして可能モダリティーを根源的としているが、受動用法のいわゆる可能モダリティーは、一般に人間ではない主語の指示対象の内在的特性から、その指示対象に対するある処理が可能かどうかについて述べるのが典型的な意味である。すなわち可能モダリティーの「可能」というのは(人の)能力 potentialitéではあり得ない[16]。受動用法のモダリティーの議論においては、日本語の「可能」という言葉の曖昧性に注意する必要がある。受動用法の可能モダリティーを含意する発話は、主語の指示対象に対するある処理(たとえば飲食)が可能であるかないかという両極端の場合を含めて、Yamada(2002)が言うように主語の指示対象の内在的特性をある評価の尺度上に位置づけるものであると考えるのが適切であろう。それこそ、発話者の判断・査定を表わすと言えるので、仮に件の二分法を適用するならば、可能モダリティーはむしろ認識的と考えることができるだろう。ただし、可能モダリティーが本当に認識的モダリティーの一つであるかどうかについては、さらに検討が必要である。

16) その意味から、「核施設の無能力化」という言葉は、本来の日本語の意味からは不適切な表現である。

３．受動用法のモダリティーの実態

２では、受動用法が含意する可能モダリティーと規範モダリティーの性格について考察したが、この点については従来の研究では詳しい分析はなおざりにされてきた。しかし、モダリティーの性格の詳しい検討なしには受動用法の本質は捉えられない。また、副詞の共起に関してフランス語が他の言語と異なる振る舞いを見せることを考えれば、副詞の共起の有無を区別して分析する必要があるが、当面は区別をしないで分析を行なう。

３．１．内在的属性・外在的条件とモダリティー

以下では春木(2007)で検討した例に新たな例を加えて、内在的属性（特性）と外在的条件のいずれがモダリティー解釈の決定に関与しているかという観点から分析を行なう。

先ず、モダリティーがはっきりと内在的属性に由来する例を考えてみよう。

(13=10) L'eau de cette source se boit.(Zribi-Hertz) 「この泉の水は飲める」
(14) Cette racine se mange. (Zribi-Hertz)「この根は食べられる」

manger や boire などの飲食動詞は、副詞要素が共起していない場合は主語の指示対象である飲食物に対して「食べるか食べないか」「飲むか飲まないか」、つまり不特定多数の人の飲食の対象となるかどうかを問うていることになる。摂取者の嗜好や意志・意図、あるいは社会的慣習などは関与的ではなく、もっぱらその対象物の内在的属性、つまり「飲食可能かどうか」を問うことになり、一義的に可能モダリティーで解釈されることになる。同じ飲食を表わす動詞でも、副詞的要素がつくと外在的条件が関与する場合もある。

(15) Les huîtres se mangent crues.「牡蠣は生で食べられる」
(16) Cette soupe se boit froide.「このスープは冷たいままで飲める」
(17=6) Le vin rouge se boit chambré.「赤ワインは室温で飲むものです」

(15)が可能モダリティーになるのは、「生で」というのが食物摂取の様態の一つではあっても、食品に関してその内在的属性により「生で」食べられるものと食べられないものがあるという常識があり、副詞的要素が無い場合と同様に「生で飲食可能かどうか」という二者択一的選択を経て成立しているからである。(16)が可能解釈になるのは、スープというものはその一般的属性により普通は暖かくして飲むものであるが、そのスープにfroidという飲み方を結びつけるので、このスープはその特性によりそのような飲み方もある、「冷たいままで、冷たくしても飲める」と、予想に反する可能性を提示することになる。(17)に関しては、ワインは色々な飲み方ができそうであるが、chambréという特定化がなされていることで、規範解釈が一般になる。この場合、赤ワインの特性に基づいて文化的に定

着した飲み方を指示しており、内在的属性も関与しているが、一般の人は食文化的約束事としてそのような知識を得るのであり、外在的条件による規範解釈になる。

次に飲食動詞以外の例を分析してみよう。

(18) Ça se dit (comme ça) ?「こんな風に言えますか」「こんな風に言いますか」
(19) Ça se dit (comme ça) au Japon ?「日本ではこのように言いますか」
(20) Ça ne se fait pas.「そんなことはするものではない」「それはできない」
(21) Ça se sait.「そんなことは知れ渡ってしまうものだ」

(18)では、ある表現がその言語の慣習（統語的・意味論的規則など）に照らして言うことが可能かどうかを問う場合は可能モダリティーになるが、その場合は主語の指示対象である言語表現の属性だけでなく、言語の慣習（規則）という外在的制約を問題にしている。実際、この場合のモダリティーは可能モダリティーと考えるべきなのか、規範モダリティーと考えるべきなのか、難しいケースである。この例を、「(世間では／この国では）こんな風に言いますか」のような社会慣習的な意味で考える場合は、外在的条件が主要な決定要素になり、規範的解釈になる。(19)のように「日本では」という空間を限定すると、はっきりと「日本では（社会的に）こういう風に言うことが許されていますか」という許可の意味を帯びた規範的解釈になる。またÇa ne se dit pas.のように否定文にすると、たとえば「(フランス語では）そうは言えない」というような可能モダリティーの解釈と同時に、社会的な規範・慣習に照らして「そんなことは言うものではない」という禁止、つまりは否定の規範モダリティーの解釈も自然になる。

(20)はある行動を社会的な観点、つまり外在的条件から問題にしていると考えると、規範解釈になる。このように否定文の場合は規範もしくは禁止で解釈するのが自然な例でも、肯定文にすると「そうすることが許される、してもかまわない」という許可・許容の解釈が基本になる。これは(18)についても同じであり、否定「言うべきではない」の肯定は「言うべきである」よりも「言うことが許される」であると考えると、可能（許可・許容）モダリティーを持つ肯定の発話と、規範（禁止）モダリティーを持つ否定の発話が対を構成していることになる。(18)の否定にはもちろん可能の否定の解釈もある。同じくse faireでも(22)は、「こうするんですよ」とそのソフトに対して決まっているインストールの方法という外在的条件の提示であり規範解釈になる[17]。

(22) L'installation de ce logiciel, ça se fait comme ça.
「このソフトのインストレーションはこんな風にやります」

17) しかしこの場合も、外在的条件である、ある一定の方法に従えばインストールはうまくいく、難しくないというニュアンスを感じ取ることもできるので、規範と可能の連続性を思わせる。

例(21)は、何かについてその種のこと、即ち内在的属性により「隠そうとしても自然と人に知られてしまうものだ」という意味だと考えると、特にモダリティーを含意しないようにも思えるが、そういうことが「高い確率で起こる」と蓋然性の高さを述べているのであり、意味論的には可能モダリティーに近いものだと考えられる。それは、(24)がtoujours, tôt ou tard, un jour, facilement等、事態成立までの期間の短さを表わす副詞句のついた発話と意味がほぼ同じであることからも分かる。

Yamada(2002)は、動詞が表わす事態が行なわれるときの主語もしくは潜在的動作主の状態に対する潜在的動作主のコントロールに規範モダリティーが由来すると考え、コントロールのありようを副詞が表わしているとしていたが、副詞的要素が共起しない場合も、事態の成立・不成立そのものに対して潜在的動作主がコントロールすることが出来る時は規範解釈が生じると考えれば統一的な説明が出来る可能性がある。ただし、コントロールは発話者からの促しの結果としてのものである。いずれにしろ、受動用法の発話の成立に対して、外在的な条件の果たす役割が強くなればなるほど規範モダリティーで解釈される可能性が高くなると言える。

Yamada(2002)では、副詞的要素が主語の属性指向になる場合は可能の解釈になり、潜在的動作主指向になる場合は規範の解釈になることが指摘されている。この種の発話では、いわゆる語用論的な要素が果たす役割が大きく、述べられている事態についての知識量などによっても解釈のありようが変わってくる[18)]。主語の内在的属性によって絶対的に何かが決まる場合を除けば、ある社会的習慣・規範を知らない者にとってはそのことを初めて知ったときには、それは今まで知らなかった「可能」なことの発見でもあり、そのことが当たり前の者にとってはそれを知らなかった者に言うときには「規範」としての確認・教示、時に強制となるが、同時にその「規範」のなかに当然のこととして「可能」であるということが包含されているのである。ある時期の日本人のように、赤ワインを冷やして飲んでいた人が、フランス人が赤ワインを室温で飲むのを見て、”Tiens, le vin rouge se boit chambré ?”「へー、赤ワインって冷やさなくても飲めるのですか」と聞いた場合、この発話は可能のニュアンスを持っていると言える。しかし、日本語の表現レベルでは「赤ワインって室温で飲むものなのですか」(習慣・規範)と「冷やさないでも飲めるのですか」(可能)は区別されるが、意味レベルではこの二つの意味は実質上は融合している。春木(2007)では鰆の例も挙げた。「サワラて生で食べられるんや」に対して「サワラは生で食べるもんや」と可能と規範の表現を用いた問答が、意味レベルで言わんとしているところは同じであるというものであった。

Yamada(2002)が言うように可能モダリティーを評価の尺度への位置づけと捉え直せば、評価（生で食べるのが一番美味しい）によって規範（生で食べるべきである）が決まるの

18）発話の解釈というものは、常に発話者と聞き手のいる発話空間においてなされるということから、発話の解釈においては意味論と語用論は分けられない連続的なものであるというのが筆者の立場である。

であり、この点からも意味的に二つのモダリティーが密接な関係にあることが分かる。上記の日本語の場合は、可能の表現「食べられる」と規範の表現「食べるべきである」が、意味的には結局同じことを表わしていた。一方、フランス語の受動用法では可能も規範も形態上は表現されていないのである。しかし、日本語では何らかの形態を用いなければ、もとのフランス語の発話の持つニュアンスを伝えることはできないのである。しかし、その際用いられた形態が必ずしも意味と一対一で対応していないことは上に見た通りである。これは、後でも見るように、基本義として可能もしくは規範を表わす形態が多義なのではなく、意味論的にこの二つのモダリティーが文脈によっては自由にスライドできるぐらい隣接していることを示しているのである。

3．2．時間的・空間的限定とモダリティー

受動用法の文の中には、習慣的な読みだけでモダリティーを含意しない例があると言われる。この点に関して春木(1996)では、純粋に習慣的な読みしか許さない例は無いのではないか、と述べた。具体的な例でこの問題を検討してみよう。例えば、山田(1997)では「中間構文の表す意味全体に時間的限定が伴うときは法的意味は現れない」(p. 115)と記されていて、以下の例が挙げられている。(訳も山田(1997)による。)

(23) Le noir se portait beaucoup cet hiver. (Wagner & Pinchon)
「この冬、黒は多く着られていた」
(24) Le noir se porte beaucoup cette année.「今年、黒は多く着られている」
(25) Ce livre se vend bien en ce moment.「この本は現在よく売れている」
(26) La question se traite actuellement à l'assemblée. (Zribi-Hertz 1982)
「この問題は現在議会で扱われている」

確かにこれらの発話は可能・規範のいずれのモダリティーも含意していない。もしもこれらの文を受動用法の例と考えるならば、受動用法にはモダリティーを含意しないグループが存在することになり、春木(1996)の見解は修正しなければいけないことになる。しかし、(23)の例は半過去で書かれており、過去に成立した事態について述べている。従って、モダリティーが含意されないのは当然である。つまり、この発話は実際の事態を問題にしており、受動用法とは認められない[19]。(24)も、「今年そのようなことが起こっている」と実際に起こっている事態を記述しているので、受動用法とは認められない。(25)のse vendreについては、春木(1994, 1996)で検討したように、本の特性を述べる受動用法と

19) 井口(2007)は事象記述文（叙述文）という言葉を使い、たとえばLe vin blanc se boit frais.を例として挙げている。この種の文は純粋な主語の属性記述文ではないが、主語の属性との関係で動詞の表わす事態の成立の有りようを述べているのであり、(23)-(26)の例を受動用法に含める含めないに関わらず、(23)-(26)のような実際の事態（事象）を述べている文とははっきり区別する必要がある。

中立用法の発話があるが、en ce moment「今現在」という具体的な時間的限定があるので、(25)はやはり受動用法ではなく自発用法である。また、潜在的動作主が不特定多数ではなく特定の動作主（議員）の場合がある例として挙げられることのある(26)も現在進行中の事態を表わしており、自発用法であり、従って潜在的動作主に関する例外でもない。

山田(1997)が言う「中間構文の表す意味全体に時間的限定が伴うとき」というのは、発話の表わす事態が時間軸上に定位されるときということであり、そのような発話はたとえ不特定多数なものであれ実際の事態を述べており、モダリティーを含意する発話とは根本的に性格が異なっており、受動用法と同じ範疇に含めるべきではなく、自発用法の例と考えるべきである。なお、上に挙げられた３例が、beaucoup, bienという事態の頻度の高さを表わす副詞を伴なっている点も自発用法を見分ける際の指標になる[20]。

因みに、可能であれ規範であれ、現在時制でモダリティーを含意する受動用法の文を半過去におくと、文脈なしではすべてモダリティーを伴なわない解釈が優性になる。

(27) Cette racine se mangeait.「この根は食べられていた」
(28) Le vin blanc se buvait frais.「白ワインは冷やして飲まれていた」

ただし、語り手のコメントを表わす自由間接話法的な場合には、半過去でも現在時制と同様のモダリティーを含意する場合がある。

ところで、例(25)に挙げたse vendreだが、英語でも中間構文の例によく挙げられるsellに関して、中間構文としては例外的なふるまいがあることが知られている。

(29) This book selles well.
(30) This book is selling well.
(31) This book sold well last year.

中間構文は現在形で用いられるが、(30)も(31)もこの制約に違反している。谷口(2005)は、現在進行形の例を「本が買い手の評価によりその特性を獲得している課程」を表わしていると説明している。つまりある本が、＜sell well＞という特性を持つ状態に近づいていく課程を表わしているというわけだが、苦しい説明である。(30)は「現在どんどん売れている」という不特定の複数の事態の生起を表わしているのである。進行形がないフランス語では、(29)(30)に対して一つの形式が対応し、同じ形の発話が受動用法と自発用法に対応している。また、(31)に対して谷口(2005)は、過去のある時期に持っていた特性を今は失ったと評価される場合を表わすとしているが、これも明らかにこじつけである。(30)と(31)

20) bien に関しては、facilement に近い難易度を表わす場合、(25)のように頻度の高さを表わす場合、および達成度を表わす場合がある。

を中間構文と認定するかしないかは英語の問題であるが、少なくとも意味的には標準的な中間構文とは性格を異にしている。フランス語のse vendreに関しても確認しておこう。

(32) Ce livre se vend bien.

(32)が受動用法の場合は、達成度による評価・性格付けを表わし、「この本はよく売れる(本だ)」という意味を表わす。自発用法の場合の解釈は「この本はよく売れている」であり、これは出来事の記述である。解釈は共起している副詞句や文脈により来決まる。

山田(1997)は、空間的限定を伴なうときには出来事の記述という解釈が優勢であると述べている。それは、発話の表わす事態が特定の空間に定位される習慣的出来事と解釈されやすいからだと思われる。以下は、山田(1997)の挙げる例である。

(33) En Ecosse, ce whisky se boit sec.
「スコットランドではこのウイスキーはストレートで飲まれる」(山田訳)

確かに山田訳では出来事の記述のように読める。しかし、ウイスキーの本や旅行記における習慣の記述・報告であっても、そのことを知らない人に対して情報を与えることが目的であることを考えると、「だからこのウイスキーを飲むときはストレートで飲むことをお勧めします／スコットランドでこのウイスキーを飲むときはストレートで飲むほうがいいですよ」という類の、潜在的な規範的意味が含まれると考えられる。もちろん、スコットランドに行く可能性が無い人やウイスキーを飲まない人にとっては、この発話は単なる記述・報告以上のものではないとも言える。しかし、発話意図のレベルではやはり多少とも規範的な意味が含意されていると言えるし、情報の受け手が上記のような人であっても、この情報を他の人に伝える可能性は常にあり、その際にはやはり規範的な意味が含意されるはずである。

3.3. 習慣的事態とモダリティー

習慣的事態は、規範モダリティーと密接な関係がある。事態が繰り返されれることにより規範が出来るのである。また繰り返されることにより、主語の指示対象の属性が形成される場合もあり、この点においては習慣的事態は可能モダリティーともつながる。

(34) Les connsonnes finales ne se prononcent pas en français.
「フランス語では語末子音は発音しない」→「発音してはいけない」
(35) Ça s'apprend petit à petit.「そういうことは少しずつ覚えられるものだ」
(36) Le grec se traduit avec un dictionnaire. (Fellbaum & Zribi-Hertz 1989)

「ギリシア語は辞書を用いて訳される」（訳は山田（1997）のもの）

(37) (...) grâce à la cohabitation des deux langues officielles qui se parlent sur l'ensemble du territoire canadien.（井口（2007））

「カナダの領土全域で話されている二つの公用語の併存のおかげで...」

(34)は観察した結果を述べていると考えると習慣的事態の記述であるが、習慣的事態を記述して一つの情報となると同時に規範となり、規範モダリティーが含意されるのである。(35)は「そういうことは少しずつ（いつのまにか）身につくものだ」のような訳に対応する自発用法的な場合も考えられるが、対象となっていることの特性として述べられていて多少でも何らかの学習意識が想定される場合は、可能解釈を持つ受動用法である。そういう場合は、副詞句のpetit à petitは難易度を表わすと考えることができる。いずれにしろ、(35)のような発話は、受動用法（可能）と自発用法のボーダーライン上に位置している。山田（1997）が引く(36)について、Fellbaum & Zribi-Hertz（1989）は、出来事、つまりは習慣的事態を記述していると考えている。しかし、「辞書を用いて」というのは、「ギリシア語」という対象に対して辞書を使わなければ訳せないという難易度についての評価を表わしており、これは明らかに可能モダリティーを含意している発話である[21]。

(37)は、井口（2007）が習慣的事態を表わす例としてを挙げている。確かに(37)にはモダリティーは含意されていない。se parlerには以下のようにモダリティーを含意しない例が見つかる。（(39)(40)および(41)(42)は筆者がインターネット上で採取した例である。）

(38) Le français se parlent dans plusieurs pays d'Afrique aussi.

「フランス語はアフリカのいくつかの国でも話されている」

(39) Il ne faut pas oublier que la Louisiane où est né le blues a été un endroit où le français s'est parlé très longtemps.

「ブルースが生まれたルイジアナはフランス語が長く話されてきた地域だと言うことを忘れてはいけない」

(40) Le français tel qu'il se parle en Belgique.（本のタイトル）

「ベルギーの（で話されている）フランス語」

しかし(37)も含め、これらの例は、「現在あるいは現在にいたるまで実際に話されている」という現実の事態を記述・報告しており、自発用法と考えられる[22]。一方、以下の例では(38)−(40)と異なり、主語の属性を述べており、事態も潜在的であり、規範や可能を含意していて、はっきりと受動用法と考えられる。

21）ただし、この発話の容認度についてはかなり問題があるようだ。
22）またparler が十全な意味で他動詞と考えられるかどうかという問題もある。

(41) L'italien se parle aux dames. Le francais se parle aux hommes. L'anglais se parle aux oiseaux. L'allemand se parle aux chevaux. L'espagnol se parle à Dieux.
「イタリア語は女性に、フランス語は男性に…話すときに使うにふさわしい」

(42) Le japonais se parle aisément pour les Français, contrairement aux Anglo-saxons qui ont souvent un japonais avec un très fort accent.
「非常に訛りのきつい日本語を話すことが多い英語話者とは違って、フランス人にとって日本語は話しやすい言語だ」

(43)(44)の例はともに習慣的事態の記述という性格が強い発話である。

(43) Les pommes se mangent en hiver.（松原(2006)）「リンゴは冬に食べます」

(44) Le riz se cultive au Japon aussi.「稲は日本でも栽培されている」

(45) Le riz qui se cultive au Japon n'est pas le même riz que celui qui se cultive au Taïlande.
「日本で栽培されている稲はタイで栽培されている稲と同じではない」

しかし、どのような文脈でこの種の発話が成立するのかを考えて見ると、林檎や稲がどんな物か、いつ出来るのか、どこで栽培されているのか、いつ食べるのか知らない人に対して、未知の情報を伝えるための発話である。そう考えると、先に見たウイスキーに関する発話と同じく、潜在的な可能、規範の意味が含まれていると言える。しかし、(44)は稲の栽培可能地域を問題にしている場合は主語の属性を述べ、可能モダリティーを含意していると言えるが、全くモダリティーを含意しない現実の習慣的事態の記述と考えることもできる[23]。これはまさに、受動用法と自発用法ボーダーライン上にある例と考えられる。一方、(45)は特定の空間で行われている個別的、習慣的事態を記述しており、(37)と同様、これは自発用法の発話である。

最後に、フランス語に特有と言われる潜在的動作主の感情に関する副詞句が付いた例と、目的節を伴なった例について見てみよう。

(46) Les vitres, ça se brise avec enthousiasme.（Ruwet）
「ガラスを割るときは夢中になるものだ」

(47) Ce genre de livres s'achète pour lire dans le train.
「この種の本は列車で読むために買われる」

(46)は、ガラスを割ることが可能な状況（les vitres, ça se brise.）があり、もしあなたもそのような状況に遭遇すればつい夢中になってやってしまうものだ、そうなる蓋然性が高い

23) le foot est un sport qui se joue à onze (Libération, le 16/8/08)という発話を採取したが、この例も一見モダリティーを含意しない受動用法の例とも考えられるが、規範モダリティーが読みとれる。

という意味であり、可能のニュアンスを持つ発話である。一方、(47)は「この種の本は列車で読むという目的があれば買われる蓋然性が高い」、あるいは「そういう目的で買う本だ」という意味であり、状況により可能または規範のモダリティーを持っている。

習慣的事態を表わす発話というのは、特定の時空間においてある事態が高い頻度で生起するということを述べており、その時空間に対応する条件ではその事態が起こる蓋然性が高い、もしくはその蓋然性に倣うべきであるということを述べており、そこから可能または規範を含意する潜在性をほとんど常に持っている言える。モダリティーを全く含意しない例は比較的希であると思われるが、この点に関しては今後さらに考察していきたい。

4.二つのモダリティーの連続性

春木(1996)では、「可能の読み、規範の読みは非常に近いものである」と述べた。これは、意味論的に可能と規範は連続的なものとして捉えることが出来るという意味である。しかし、この主張の根拠については春木(1996)で十分論じたとは言えない。ここではその点について、詳しく検討する。

もう一度、受動用法における二つのモダリティーの意味についてまとめておこう。可能モダリティーというのは、ある事態・行為が可能かどうか、またどういう難易度で可能かを示すものであり、原則として主語の指示対象の内在的属性によって決まる。ただし外在的条件が関わって来る場合もあるが、その場合は主語の内在的属性に基づいて外在的条件が、動詞が表わす行為・事態の実現を「許可・許容」する、つまりしてもよい、もしくは規範にかなっているという意味を表わす。そのような許可・許容の否定は、「許されない、すべきではない」となり、これは明確に「(否定的) 規範」である。このように考えると、既に可能と規範がつながっているという関係が見えてくる。

「規範」モダリティーというのは、ある行為の実行、あるいはあるやり方での実行を、社会的規範や慣習に基づいて（照らし合わせて）許容し、規範にかなっていると確認し、さらにはその実行およびあるやり方での実行を聞き手に推奨し、勧め促すことである。これをフォースダイナミックス式に考えてみよう。まず、主語の内在的特性が事態の成立を許容する場合が、弱い意味での「可能（もしくは許可・許容)」であり((48)(49))、主語の内在的特性が事態の成立を推進するのが「可能」((50)(51))であり、その場合はある事態の実現に対して内在的属性は障害にならずむしろ事態の実現を推進する要素になる。一方、主語の内在的特性が事態の成立を阻止するのが「可能」の否定((52))であり、その場合は、ある事態の成立に対して内在的特性が障害として働く要素になる。

(48=16) Cette soupe se boit froide.「このスープは冷たいままで飲める」

(49) Ce pull se lave dans de l'eau chaude.「このセーターはお湯で洗える」

(50) Ce livre se lit facilement.「この本は読みやすい」

(51) Ce disque s'écoute d'un seul trait.（山田）「このレコードは一気に聴ける」
(52) Cette chaise ne se plie pas.「この椅子は折りたためない」

ある事態の実現に対する障害がはずされ、かつ実現に向けての実行者に由来するベクトルが存在するのが「許可」であり、障害が無く外在的条件が事態の成立を推進・推奨し、なおかつ発話者から実行に向けての強い（促しの）ベクトルが存在するのが規範である。その逆が否定的規範である。規範モダリティーを含意する発話の潜在的動作主は構文レベルの意味論では不特定多数の人であるが、発話レベルで想定されている動作主は原則的には聞き手である。つまり、規範を表わす発話は、具体的な発話空間おいてその空間にいる聞き手に対して規範として押しつけられるのが原則である。

(53) Ça se dit à la limite.「それはぎりぎり言えなくもない」
(54) Ce médicament se prend trois fois par jour.「この薬は日に３回飲みます」
(55) Ça ne se dit pas aux enfants.「そんなことは子供に言うものではない」

受動用法という表現形式は、構文としては基本的に可能と規範のモダリティーのいずれをも許す表現である。しかし、facilement や difficilementのように明らかに難易度を表わす副詞がある場合は、副詞の意味が発話の意味を可能領域に限定するので、規範の読みには制約がかかり、可能の解釈のみが発現する。一方、行動の様式や手段を表わす副詞要素を伴なう場合は、既に述べたように行為指向的になって聞き手に対する働きかけが強くなるのでデフォールト値は一般に規範解釈になる。しかし、他の様式や手段に加えて、副詞的要素が表わす様式や手段も許容される、あるいは可能であるというように解釈される場合には、可能の読みになる。

可能解釈が優勢になるか規範解釈が優勢になるかは、共起する副詞的要素や主語の指示対象の性格、またその発話が表現している事態についての知識量の差などの語用論的要素などが総合されて決まるのである。例えば、法助動詞の意味変化においては根元的（束縛的）モダリティーから認識的モダリティーへという変化の方向性があることが知られている。しかし、その法助動詞においても共時的にはその解釈に束縛的と認識的の両義の読みがあるのはごく一般的な現象である。一つのカテゴリーとしての受動用法の発話に、モダリティー的に両義性、多義性が存在することも特に不思議な現象ではない。

３の発話の分析においても、上のモダリティーに関する部分においても、可能と規範だけでなく、許容、許可、禁止などといった用語も用いてきた。これらは、モダリティーとして可能と規範のサブカテゴリーと考えるべきなのか、別の独立したカテゴリーと考えるべきなのか、といった問題は今後の課題としたい。本稿では一応、可能と規範というカテゴリーの一つの現われとして考えておく。

5.二つのモダリティーの意味操作における共通性

谷口(2005)は、認知言語学の立場から英語の中間構文を以下のように分析している。先ず、行為連鎖の中で中間構文の主語(Mover/Patient)は動作主からのエネルギーを受けて「促進力／抵抗力」を持つ要素であり、この構文では主語(Mover/Patient)の特性が活性領域になっている[24]。動作主が背景化されているので、主語(Mover/Patient)の特性がその行為にどのような影響を与えているかだけが問題となり、事態の難易度、達成度の副詞が用いられる。つまり中間構文では、事態と主語の特性の関係だけが問題になっていると分析している。谷口(2005)の分析の中でも興味深いのは、英語の中間構文などではほぼ義務的である副詞は、中間構文で表わされている事態に難易度および達成度に関する尺度のセッティングを与えるとしている点である。例えば This book reads easily.という発話であれば、＜this book reads＞というトラジェクターが、難易度の尺度上の＜easy＞という極あたりに位置づけられ、その尺度上の位置がランドマークになるのである。到達度を表わす副詞の場合は、事態の結果（＝主語の変化後の状態）がトラジェクターになるという違いはあるが、やはり到達度の尺度上のある位置がランドマークになる。

谷口(2005)の分析は、山田(1997)がフランス語の受動用法の中間構文型に関して、主語の属性を評価の尺度上に位置づけるものと定義している考え方に非常に近いものである[25]。

以上の谷口(2005)の分析は英語の中間構文に関するものであるので、フランス語に関しても可能モダリティーの場合に適応できるものであるが、フランス語に特有の「規範」モダリティーに同じような分析ができないかどうか考えてみよう。

規範モダリティーを持つタイプでは、可能タイプ（中間構文タイプ）よりも動作主が「前景化」されている[26]。「可能」タイプにおけるよりも動作主が意識されているので、主語(Mover/Patient)の属性と不特定多数の動作主（＝社会あるいはあるグループの一員）との関係がその事態においてどのように関係するのかが問題となる。つまりは、その不特定多数の動作主が属する集団の規範・慣習がその行為にどのような影響を与えているかが問題となり、社会（あるいはグループ内）で認められている、あるいは推奨されているその行為のやり方（様態）を表わすために副詞句が用いられていると考えられる。（副詞句が無い場合は、その行為そのものが推奨されるかどうかが問題になっている。）つまり、副詞句は受動用法で表わされている事態に様態のセッティングを与えると分析できる。ただし、副詞要素を伴わない可能タイプのときのように、極性のある尺度を想定することは難しい。ある事態の成立に対して想定しうる様態の集合のようなものがあり、この集合から一つの様態が選ばれてセッティングとなると考えなければならない。しかしながら、その意味構造、あるいは意味操作は非常に似ている。

24) 彼女は、この活性領域をたとえばフランス語などの再帰代名詞が表わしていると考えているが、何ら根拠は示されていない。生成文法の残滓とでも言える悪しき分析である。
25) ただし、典型的な難易度を表す場合を除くと尺度という捉え方にはさらなる検討を要すると思われる。
26) もちろん、受動用法では統語的に動作主を明示できないという意味で常に動作主は背景化されているので、これは相対的にという意味である。

以上のような分析に基づいて考えると、可能と規範のモダリティーは、モダリティーという同一領域内において意味構造およびスキーマの近接性によりメトニミー関係にあると言える。両者がスキーマ的に近似していることは、フォースダイナミックスを適用した分析からも見て取れる。フォースダイナミクスによる「可能」と「規範」のメカニズムは概略、以下のように図示できる。

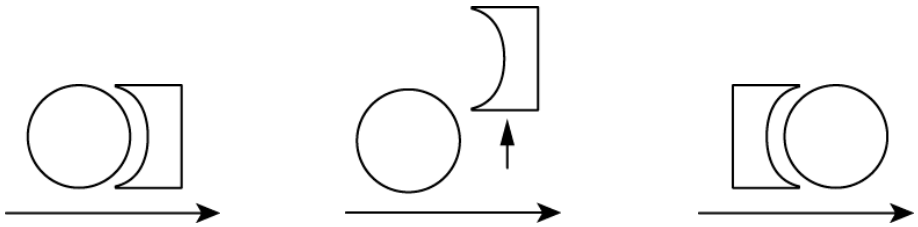

「可能の否定」　「許容、弱い可能」　「可能」
「規範の否定」　「許可（ぎりぎり規範内）」　「規範」

図１．フォースダイナミクスによる「可能」と「規範」のメカニズム

（上の図は Talmy の図式を極めて簡略に援用したものである。実際にはかなり細かい約束事があるが、ここでは基本的な概念を借りてきているだけである。丸は agonist、半円長方形は antagonist、右への矢印はある行為または状態の実現へのベクトルを表わす。antagonist は主語の属性、または外在的諸条件である。）

「可能」も「規範」も、内在的特性もしくは外在的条件、あるいはその両者の関係が、事態の実現を促す力として働いており、逆にそれらの要素が事態の実現を阻止する力として働く場合がそれぞれの否定である。また、事態の実現を妨げていた力が外れた場合が、弱い「可能」または「許容」、そして「許可」ということになる。この図示を通しても、二つのモダリティーの意味構造における類似と平行性が明瞭に見てとれる。

図の中央の「許容・許可」の部分では、二つのモダリティーは時に区別し難い様相を呈する。また否定においても、「するべきではない」←→「することができない」、「食べられない」←→「食べるべきではない」のそれぞれは意味的には非常に近接している。日本語の言語表現においても、例えば社会的に「するべきではない」と言う意味で、よく「それはできない」のように言うように、否定の規範は可能（否定）表現で表わされることが多い。「可能」と「規範」というラベルや表現の仕方に惑わされずに、二つのモダリティーの意味構造の近似性を見る必要がある。

ちなみに、可能に関しても規範に関しても、それぞれの否定を同じレベルで連続的に見ていることに対して異論があるかもしれない。否定は、肯定形で表わされる意味に対して一つ余分のオペレーションが加わったものという考え方をすると、肯定と否定を同じレベルで扱うのはおかしいという議論になるだろう。しかし、そのような捉え方は否定を肯定

に対するオペレーションと見る記号論理学的な分析である。意味を考える場合、肯定も否定も含んだ連続的なものとして一つの意味領域を設定すべきであり、記号論理学的な分析では言語の実相を捉えることはかなわないことを付言しておく。

もちろん図１のような表示は、理論的にも実例の分析のレベルにおいても多くの点を捨象したものであり、マクロなレベルにおける受動用法のメカニズムを理解することを目的としたものである。研究の現状でも触れたように、このカテゴリーのモダリティー解釈には、多くの研究者の目には異質と見える二つの解釈があることが受動用法の分析の際の問題点になっている。本稿は、受動用法及び再帰構文全体の再考察の出発点として、先ず多くの研究者が異質なものと考えている受動用法が示す二つのモダリティー解釈について、その連続性、近接性を明らかにすることを大きな目的としている。従って、よりミクロなレベルの問題は稿を改めて論じる。たとえば、可能と規範以外に、許可、許容、禁止などの用語を用いているが、これらは可能や規範とはまた別のモダリティーなのか、それとも可能や規範のサブカテゴリーなのかといった問題はさらに検討しなければいけない点である。また習慣的解釈を巡る問題についても、深く考察する余裕はなかった。いずれにしろ習慣的解釈とあわせて受動用法と自発用法の連続性等の問題については、別稿で論じる。

６．結論にかえて

フランス語の再帰構文受動用法においても、英語などの中間構文にほぼ対応する「可能」モダリティーを示す属性記述文のグループがプロトタイプと考えられる。このプロトタイプから、事態の成立・不成立の決定に関わる中心的要素である内在的特性を、事態の成立・不成立に関わる外在的条件へとメトニミー的に拡張することで、フランス語では「規範」モダリティーを示すタイプへと受動用法の意味領域が拡張したと考えられる。これを図示すれば以下のようになる。

「可能」	⟶	「規範」
（内在的条件による事態の成立・不成立を表わす）	拡張	（外在的条件による事態の成立・不成立を表わす）

図２．意味拡張のプロセス

そして、カテゴリーの拡張後にカテゴリーの再編が起こり、おおよそ「事態の成立の蓋然性の程度を表わす」というより抽象化されたスキーマのもとに、一つのカテゴリーとして現在の受動用法が成立したと考えられる。可能も規範もこのスキーマの事例である。このかなり抽象化されたいわばスーパースキーマは、プロトタイプ的な可能と規範（およびその否定）をもとにしたものであり、様々な副詞要素が表わす事態の成立に関する様態と事態の成立の蓋然性とがどのように関係づけられるかという点に関しては、さらに検討が必

要である。また、図3はボトムアップ式のカテゴリーの再編・成立を表わしており、受動用法二分派が用いるであろう枝分かれ図とは全く意味が違うことを念のため付記しておく。

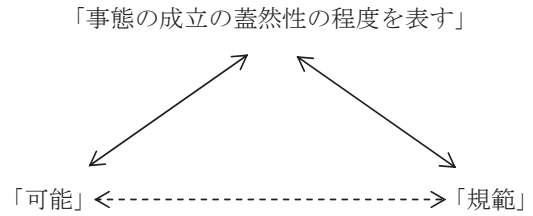

図３．受動用法の統一的スキーマ

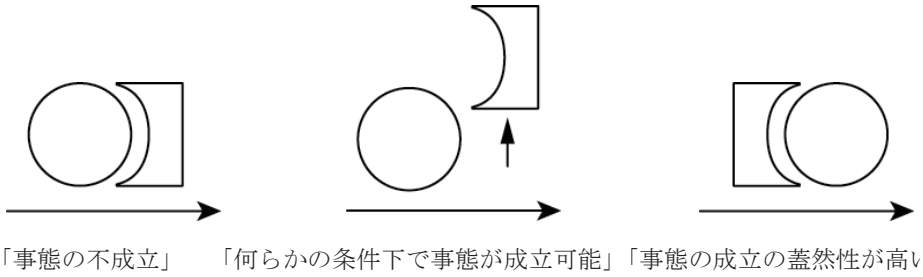

図４．受動用法の統一的メカニズム

以上のように、受動用法というのは、行為者の観点からは可能であったり、規範であったりするが、主語の指示対象と動詞が構成する事態そのものについて言うならば、その事態を成立・不成立の蓋然性の尺度上に位置づける構文であるという点において、意味論的にも一つのカテゴリーを形成しているのである。

［主要参考文献］

井口容子(2004)：「受動的代名動詞のモダリティーと中相範疇機能拡張のメカニズム」『ステラ』23（九州大学フランス語フランス文学研究会）pp.1-17.

井口容子(2005)：「受動的代名動詞再考 ― 叙述の類型とアスペクト」『フランス文学』25（日本フランス語フランス文学会中国四国支部）pp.1-11.

井口容子(2007)：「代名動詞の意味・機能的ネットワーク　―自発、受動、非人称―」『フランス語学研究』41号（日本フランス語学会）pp.31-44.

澤田治美(2007)：『モダリティ』開拓社、525頁.

谷口一美(2005)：『事態概念の記号化に関する認知言語学的研究』、ひつじ書房、364頁.

春木仁孝(1994)：「中立的代名動詞と受動的代名動詞」『日仏語対照研究論集』（日仏語対照研究会）、pp.32-52.

春木仁孝(1996):「現代フランス語の再帰構文再考 ―意味解釈の仕組みとモダリティー―」『言語文化研究』22号(大阪大学言語文化部)、pp.171-194.

春木仁孝(1997):「意味カテゴリーとしての再帰 ―現代フランス語の場合― 」『言語文化研究』23号(大阪大学言語文化部)、pp.177-200.

春木仁孝(2002):「フランス語の再帰構文 ―その認知的一体性― 」、西村義樹(編)『認知言語学Ⅰ:事象構造』、東京大学出版会、pp.37-62.

春木仁孝(2007):「フランス語の再帰構文受動用法のモダリティーについて」、『言語における時空をめぐってV』(大阪大学大学院言語文化研究科)、pp.31-40.

林博司(2004):「フランス語における中間構文と代名動詞構文」、影山・岸本(編)『日本語の分析と言語類型』pp.337-356.

松原万容(2006):「se-moyenの意味論 ―中間構文と習慣的受身文―」(日本フランス語学会例会口頭発表およびハンドアウト.)

山田博志(1997):「中間構文について ―フランス語を中心に―」『ヴォイスに関する比較言語学的研究』(筑波大学現代言語学研究会)三修社、pp.97-131.

Fellbaum, C. & A. Zribi-Hertz(1989):*The Middle Construction in French and English : A Comparative Study of its Syntax and Semantics*, Bloomington : Indiana University Linguistics Club Publications.

Hirschbühler, P. (1987):"The Middle and the Pseudo Middle in French", Birdsong, D and J.-P. Montreuil (eds.) Advances in Romance Linguistics. Dordrecht : Foris. pp.97-112.

Palmer(2001):*Mood and Modality*, 236 p. Cambridge, Cambridge Univ. Press

Ruwet, N. (1972):"Les constructions pronominales neutres et moyennes", dans *Théorie syntaxique et syntaxe du français*, Seuil, pp.67-125.

Talmy, Leonard (2000):Toward a Cognitive Semantics, Vol.1, The MIT Press.

Vinet, M.T.(1987):"Implicit Arguments and Control in Middles and Passives", in Birdsong, D. & J.P. Montreuil (eds.), *Advances in Romance Linguistics*, Dordrecht, Foris. pp.427-437.

Wagner, R.-L. et J. Pinchon(1962):*Grammaire du français classique et moderne.* Paris:Hachette.

Yamada, H.(2002):"Sur les deux types de la construction du verbe pronominal passif ―la valeur narmative de la restriction sur les éléments adverbiaux―", *Études de langue et littérature françaises* 80, pp.208-221.

Zribi-Hertz, Anne (1982):"La construction "se-moyen" du français et son statut dans le triangle : moyen-passif-réfléchi", *Linguisticae Investigationes* VI, pp.345-401.